

2026 年 4 月 トピック

投資奨励事業者による e-Monitoring システムを通じた四半期ごとの進捗報告書の提出

投資委員会（BOI）事務局は、投資奨励を受けた事業者が e-Monitoring システムを通じて、毎年 3 月、6 月、9 月および 12 月の四半期ごとに、プロジェクトの進捗報告を行うことを定めた。この要請は、投資奨励証書の発給日から事業許可証取得日までに適用される。報告書は、以下のとおり各四半期の終了日から 60 日以内に提出しなければならない。

報告期間	対象期間	提出期限日
第 1 四半期	1 月～3 月	5 月 30 日
第 2 四半期	4 月～6 月	8 月 29 日
第 3 四半期	7 月～9 月	11 月 29 日
第 4 四半期	10 月～12 月	翌年 3 月 1 日

本通達は、2026 年 4 月 20 日から施行する。

投資奨励証書が四半期の途中で発給されたプロジェクトに於いては、最初の進捗報告は翌四半期の提出期限日までに提出しなければならない。会社の会計期間が投資委員会の定める四半期区分と一致しない場合でも、報告にあたっては前述の四半期区分に従う必要がある。さらに、2026 年 2 月に既に進捗報告を提出している場合であっても、提出済みの報告書が 2025 年 10 月から 12 月までを対象期間としているため、2026 年 1 月から 3 月を対象とする四半期報告を 2026 年 5 月 30 日までに提出しなければならない。

会社が所定の期限内に報告を提出しなかった場合、投資奨励特典に係るシステムへのアクセスは停止され、必要な全ての報告書が完全に提出された後にのみ回復される。さらに、2 期間連続して期限内の報告を怠った場合、投資委員会は当該会社の投資奨励恩典の取消しを検討することがある。

【翻訳：コーディネーター 金留】